

特記仕様書

業務名 奈良県立大学近隣家屋等事後調査業務委託

箇所名 奈良市船橋町及び法蓮町地内

(適用範囲)

第1条 この特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、奈良県地域創造部こども・女性局教育振興課における上記業務（以下「本業務」という。）に適用する。

(特記仕様書の遵守事項)

第2条 受注者は、測量・調査業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に基づくほか、この特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

(基準等)

第3条 業務の履行にあたっては、契約書、共通仕様書のほか以下の基準等によるものとする。

- イ 奈良県の公共用地の取得に伴う損失補償基準
- ロ 奈良県の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則
- ハ 奈良県の公共事業の施行に伴う公共補償基準
- ニ 奈良県の公共事業の施行に伴う公共補償基準細則
- ホ 近畿地区用地対策連絡協議会 損失補償算定標準書
- ヘ 用地事務処理要領（昭和49年4月1日監第19号）
- ト 用地事務処理要領細則（平成21年3月31日用対第163号）
- チ 地盤変動影響調査算定要領（平成24年3月30日国土用第51号）

(業務の履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和8年1月23日とする。但し、建物等の事後調査の実施にかかる履行期間は契約締結日の翌日から令和7年10月31日までとする。

- 2 前項の履行期間について、物件所有者の意向等により、これによりがたい事情が生じた場合は別途監督職員より指示するものとする。

(監督職員)

第5条 契約書第9条に規定する「監督職員」とは、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、発注者が受注者に、発注者の権限の代理を行う者として、通知した者とする。

2 契約書第9条第5項の監督職員は、原則として監督員とする。

3 契約書第14条第3項の規定に基づく請求の書面の提出は、監督職員を経由しないで行うことができるものとする。

4 契約書第42条第1項の修補の請求において、不相当と認められるときは、受注者は、発注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。この場合の書面の提出は、監督職員を経由しないで行うことができるものとする。

(主任技術者)

第6条 「主任技術者」とは、以下のいずれかの資格等を有する者で、契約書第11条により、受注者が定めた者をいう。

イ 補償業務管理士（物件部門又は事業損失部門）

「補償業務管理士」とは、（一社）日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会規程・以下「実施規程」という）

第14条に基づき登録された者をいい、補償業務管理士に係る「部門」とは、実施規程第3条に掲げる各部門をいう。

ロ 補償業務管理者（物件部門又は事業損失部門）

「補償業務管理者」とは、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号・以下「登録規程」という）第3条に定める補償業務の管理をつかさどる専任の者をいい、補償業務管理者に係る「部門」とは、登録規程第2条第1項の別表に係る各部門をいう。

ハ 登録規程物件部門又は事業損失部門に係る補償業務に関し、7年以上の実務経験を有する者。実務経験は起業者である発注者から直接に受託又は請け負ったものとする。

(照査技術者)

第7条 「照査技術者」とは、以下のいずれかの資格等を有する者で、契約書第10条により、受注者が定めた者をいう。

イ 補償業務管理士（物件部門又は事業損失部門）

ロ 補償業務管理者（物件部門又は事業損失部門）

ハ 登録規程物件部門又は事業損失部門に係る補償業務に関し、7年以上の実務経験を有する者。実務経験は起業者である発注者から直接に受託又は請け負ったものとする。

(担当技術者)

第8条 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要

な事項を調査職員に提出するものとする。

(適切な技術者の配置)

第 9 条 主任技術者、担当技術者及び照査技術者は、被補償者であってはならない。また被補償者の役員を兼ねてはならない。

(再委託の禁止等)

第 10 条 契約書第 7 条第 3 項に定める「軽微な部分」とは、共通仕様書第 8 条第 2 項に規定する部分の他、速記録の作成、トレース、模型製作、アンケート票の配布、電子納品の作成補助とする。

(施行上の義務及び心得)

第 11 条 受注者は、本業務の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 本業務の履行期間中及び本業務の完了後においても、本業務を履行する上で知り得た発注者に係る情報及び権利者側の事情、成果物の内容等の本業務に関する情報を、第三者に開示又は漏洩してはならない。また、主任技術者、照査技術者、担当技術者及び本業務に従事させる受注者の使用人に対して、そのために必要な措置を講じなければならない。なお受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号、第 67 条、第 176 条及び第 180 条の適用があり得ることに十分留意しなければならない。
- 二 共通仕様書第 10 条第 3 号について、主任技術者、照査技術者、担当技術者及び本業務に従事させる受注者の使用人に対して必要な措置を講じなければならない。
- 三 主任技術者をして、本業務の履行に関する指揮、監督、助言、評価その他の管理及び統括を適正に実施させなければならない。
- 2 本業務の履行に伴い、受注者が関係権利者に対して損害を及ぼした場合には、受注者の責任において当該関係権利者に対して損害の賠償を行わなければならない。
- 3 本業務の履行に関連して、受注者が第三者に及ぼした損害については、受注者の負担により 当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならない。

(貸与品等)

第 12 条 本業務における貸与品等については次の各号のとおりとする。

- 一 奈良県立大学近隣家屋等事前調査業務委託成果
- 二 前項の他に必要な貸与品等があれば、別途監督職員に協議するものとする。

(立入り及び立会い)

第13条 本業務を行うための土地等の立入り調査は、主任技術者または担当技術者が立ち会って行わなければならない。

(身分証明書の携帯)

第14条 受注者は、必要に応じ、主任技術者、担当技術者及び本業務に従事させる受注者の使用人の身分証明書の交付を発注者に求めるものとする（様式第1号）。

2 発注者は、受注者が前項の規定により通知した主任技術者、担当技術者及び本業務に従事させる受注者の使用人について、その必要があると認めるときは身分証明書を交付するものとする。なお、受注者がこれらの者を変更した場合も、同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、発注者は、交付した身分証明書を主任技術者、担当技術者及び本業務に従事させる受注者の使用人が携帯する必要があると認められる期間、領置することができる。

4 第2項の交付を受けた受注者の主任技術者、担当技術者及び本業務に従事する受注者の使用人は、現地調査の業務を行うときは身分証明書を常時携帯しなければならない。権利者等から請求があったときは、速やかに身分証明書を提示しなければならない。

5 第2項の交付を受けた受注者の主任技術者、担当技術者及び本業務に従事する受注者の使用人は、交付を受けた身分証明書を亡失したときは、遅滞なく、監督職員に届け出なくてはならない。

6 受注者は、主任技術者、担当技術者及び本業務に従事させる受注者の使用人を変更したときは、変更され本業務に従事しないこととなる者の身分証明書を速やかに発注者に返納しなければならない。また本業務が完了したときは、速やかに、その他の全ての身分証明書を発注者に返納しなければならない。

(成果物)

第15条 必要に応じ、目次及び頁を付す又は仕切紙若しくはインデックス等を付すことにより、成果物の内容が簡易に検索できるように措置すること。

2 共通仕様書、特記仕様書等に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。

3 提出する成果物は、別表に掲げる成果物とする。

4 本業務の成果物及び本業務の履行に伴い主任技術者、担当技術者又は本業務に従事した受注者の使用人が作成・調製したものが、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権は、当該著作物の発注者又は監督職員への引渡し時又は本業務の履行期間の満了の日の翌日のいずれか早い時において、無償で発注者が取得するものとし、受注者又は受注者の主任技術者、担当技術者若しくは本業務に従事した受注者の使用人は、同法に規定する著作権者人格権を行使しないものとする。

(成果物の提出部数等)

第16条 本業務の成果物については、電子データを格納した電子媒体(CD-R等)を納品することとする。なお、電子データの形式はPDFによるものとし、PDFへの変換が難しい場合の取扱いについては、別途監督職員と協議する。

2 電子媒体(CD-R等)は提出前に最新のデータにアップデートしたウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行い、提出する電子媒体(CD-R等)の表面に「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス(パターンファイル)定義年月日またはパターンファイル名」及び「チェック年月日(西暦表示)」を明記すること。

3 成果物は、書面による報告書を正副各1部、副本として電子媒体(CD-R等)にて1部提出するものとし、これによりがたい事情が生じた場合は別途監督職員より指示するものとする。

様式第 1 号

年 月 日

殿

受注者

住所
企業名
役職・氏 名

印

業 務 の 名 称

令和 年 月 日付けで契約締結した上記業務の履行のため、以下の 者に対する
身分証明書の交付を求めますので、よろしくお取り計らい願います。

年 月 日より

	氏 名	役 職
主任技術者		
担当技術者		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
業務従事者		
〃		
その他の使用人		
〃		
〃		

(注) 用紙は日本産業規格 A 4 判縦とします。